

今回が相続手続についてのシリーズの最終回です。今回は、相続人の相続欠格・廃除があった場合の相続手続について解説します。

1. 相続欠格

相続欠格は相続欠格事由（故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者や相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者など）に当てはまると、被相続人の意思に関係なく相続人の権利を失います（民法891）。

相続欠格事由に該当した相続人は、裁判手続きなどを要せず、当然に相続権を失いますので、遺留分も認められません。また、欠格者は、遺贈を受けることもできなくなります（民法965）。

相続人が相続欠格であるという事実は、戸籍に記載されることはありません。したがって、不動産登記の実務では、相続欠格者であることの立証がない限り、相続適格者として扱うこととなっています。相続登記を、相続欠格者を除いてする場合には、添付書類として、相続欠格者の作成した民法891条所定の欠格事由が存する旨を記した証明書（以下の見本参照）と相続欠格者の印鑑証明書、又は欠格事由を証する確定判決の謄本（確定証明書付き）を添付して行います。

また、相続欠格の効果は、相続発生前に欠格事由に該当した場合にはそのときに、相続発生後に欠格事由に該当した場合には相続発生時に遡って効力が発生します。そして、欠格者に子がある場合には、その子が代襲相続人となります（民法887②・③）。

相続欠格事由に該当することが明らかになった時には既に欠格者が相続してしまっている場合には、真正な相続人は相続財産を取得した欠格者に対して相続回復請求（民法884）をすることになります。

相続欠格証明書（見本）

私、〇〇 〇〇は、被相続人〇〇 〇〇（令和3年2月1日死亡）の相続に関し、民法891条第〇号に規定する欠格者に該当することを申述します。

以上のとおり、相違ないことを証明します。

令和3年4月5日

大阪市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇 〇〇 実印

2. 相続廃除

相続廃除は（民法892）は、遺留分を有する推定相続人が、被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があったときは、被相続人は、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができます。その後、調停の審判により相続人を排除するかどうかが決まります。

また、被相続人は遺言で相続人の相続廃除もできます。この場合、被相続人が死亡して相続が開始された後に、遺言執行者が家庭裁判所に廃除請求をします。遺言で相続廃除をする場合は、同じく遺言執行者も決めていなければなりません。この場合において、推定相続人の廃除は、被相続人の死亡の時にさかのぼってその効力を生じることとされています。

相続廃除により相続権を失った者には、遺留分は認められませんが、これらの者の代襲相続人（再代襲の場合には、再代襲相続人）は遺留分権利者となります（民法1042②、901①、887②③）。

なお、相続の欠格者の代襲相続人が複数いれば、相続税の基礎控除額などを計算する法定相続人の数が増加することから、相続税の軽減につながることがあります。

第887条（子及びその代襲者等の相続権）

1. 被相続人の子は、相続人となる。
2. 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。
3. 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。